

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年11月18日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書情報館の平成29年度共通端末配置状況表及び配置図」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年12月1日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

図書情報館に配置された共通端末に係る以下の文書

- ア 共通端末配置状況表（平成29年度）
- イ 図書情報館座席図（平成29年度）

（2）開示しない部分

- ア 日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員の氏名
- イ 職員番号（日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員に係るものを除く。）

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年3月8日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の県職員の氏名を開示せよとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

4 諮 問

平成30年5月30日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示の県職員の氏名を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報でないため

(2) 意見書

開示を求める県職員の氏名は、個人識別情報であるから、奈良県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号ただし書の問題となる。

ただし書アは、「個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。」そして「慣行として」は公にすることが慣行として行われることを意味し、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り」（以上奈良県情報公開条例の解釈運用基準）。

つまり、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報は、開示によりプライバシー等を侵害するおそれはないので、開示の対象となる。これを大阪市の情報公開推進のための指針では、「個人に関する情報であっても、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれている場合は公開する」と端的にまとめられている。

図書情報館の情報公開窓口は、奈良県情報公開事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第2情報公開の窓口等 1 公開窓口の設置 (2) 出先機関公開窓口で規定されている窓口の一つで、図書情報館1階事務室の入口に情報公開窓口であることを示す表示があり、事務室内に設置されている。当該公開窓口では、要綱第2 2 公開窓口で行う事務 (2) 出先機関公開窓口で行う事務として、ア情報公開に係る相談及び案内に関すること イ当該出先機関の行政文書に係る開示請求の受付に関すること ウ当該出先機関の行政文書の開示の実施場所の提供及び立ち会いに関すること エ当該出先機関の写しの交付に係る費用の徴収に関すること オ当該出先機関の行政文書の開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求の受領に関すること カ当該出先機関の行政文書の検索資料の整理及び閲覧に関すること キ情報提供が規定されている。これらは、当該出先機関の行政文書に係るとの限定はつくが、(1) 総合公開窓口で行う事務で規定されている県政情報センターの事務と一部を除いてほぼ同じである。情報公開請求は条例第5条により、何人も行政文書の開示を請求することができる。そのため開示請求や開示の実施だけでなく、開示請求の相談や検索資料の閲覧等のために公開窓口に行く必要が生じる。また、図書情報館に係る行政文書の開示の実施場所は1階事務室と記載されていた。ゆえに、1階事務室内の図書情報館の情報公開窓口は県政情報センターと同じく誰でも自由に入出入りできる。むしろこの理は情報公開に限らない。例えば業務委託入札説明書の交付場所は1階事務室であり、入札は事務室向かいの経営委員会室で行われ

る。その事務室の入口の廊下側に本件開示文書と同様の座席表が掲示されており、平成29年度まで継続して事務室及び1階整理作業室に座席を有する全職員の氏名が表示されていた（平成30年度はなぜか一部の氏名（本件黒塗り部分を含む）は「臨時職員」と記載されている。）。

よって、誰でも入室できる公開窓口等である事務室の入口に座席表を掲示し氏名を公開していたということは、本件開示決定時点において不特定多数の者に広く知られる状態に置かれていたといえる。ゆえに、事務室及び1階整理作業室に座席を有する職員の氏名は、本件において条例第7条第2号ただし書アの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報にあたる。不開示の2名はこの中に含まれる。

平成19年度（行情）答申第65号では、ホームページや刊行物に現に登載されている場合には、公表慣行が認められており、名古屋高裁判決・平成17年（行コ）58号においては、公共図書館に保管されている新聞記事は、条例もしくは慣行により、公共図書館において原則誰でも閲覧できる状態にあると認められるから、記事中の氏名についても、新聞記事を閲覧することにより誰でも知り得る状態におかれていることになるから、公開すべき情報に当たると判示している。

非常勤嘱託職員の氏名は、月刊大和路ならら、メールマガジン、奈良新聞などさまざまなメディアで公表慣行が認められる。これら書評の業務は、正規職員や常勤嘱託職員だけでなく、非常勤嘱託職員も順番で担当しているから当然といえる。

このうち、メールマガジンは図書情報館の編集発行になるものであり、月刊大和路ならら、奈良新聞は図書情報館との提携により定期的に掲載されているものである。

そして、これらの雑誌、新聞等は、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれていることが認められる。月刊大和路ならら、奈良新聞は図書情報館等の公共図書館で永久保存されており、メールマガジンのバックナンバーは図書情報館のホームページで誰でも閲覧することができる。そのため全て写しを入手できたものである。また、図書情報館の職員は全て顔写真付きの職員証をその氏名をわかるように着用しているのは周知である。

以上により、不開示の県職員の氏名は条例第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関においては、総務部情報システム課が調達し、及び各所属に配備しているパソコンについて、端末を使用している職員や端末が配置されている場所等を把握するため、所属ごとに共通端末配置状況表及び座席図の提出を受けている。

本件行政文書のうち、共通端末配置状況表には、平成29年度において奈良県立図書情報館（以下「図書情報館」という。）に配置されている端末番号、職員番号、氏名、所属部局、所属課、係及び補職が記載されている。図書情報館座席図については、平成29年度における図書情報館職員の配席図にパソコンの端末番号が記載されたものである。

2 不開示部分について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日のその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

本件行政文書に記載された日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名は、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、同号ただし書のアが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

実施機関が氏名を公表する慣行がある場合又は公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

奈良県においては、毎年、職員録が発行され、販売等の方法により公にされており、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされているものとして開示される。しかし、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名については、当該職員録に掲載されていない、

また、実施機関は、平成27年度に、奈良県立図書情報館十周年記念誌（以下「記念誌」という。）を発行しており、記念誌には、平成27年10月1日までに図書情報館に在籍していた、非常勤嘱託職員を含めた全職員の氏名が掲載されている。しかし、本件開示請求は、平成29年度の文書を対象としており、記念誌に氏名が掲載されている非常勤嘱託職員及び日々雇用職員が必ずしも平成29年度において継続して実施機関に在籍しているとは限らず、平成27年度の記念誌の名簿と一致しているとも限らないことから、公にされているとは解されず、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適

当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関においては、総務部情報システム課が調達し、各所属が配備しているパソコンについて、共通端末を使用している職員や共通端末が配備されている場所等を把握するため、共通端末配置状況表及び座席図を作成している。

本件行政文書は、図書情報館に配置された共通端末に係る平成29年度の共通端末配置状況表及び図書情報館座席図であり、端末番号、職員番号、職員の氏名、補職、所属名及び係名等が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、本件行政文書に記載された日々雇用職員（以下「本件日々雇用職員」という。）及び非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当しないため開示すべき旨主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外する

こととしている。

本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して職員録に掲載するか否かを個別に判断しており、日々雇用職員については、その勤務条件を勘案して職員録には掲載していないとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名を実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、実施機関が発出したメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名が記載されている旨主張している。

メールマガジン並びに雑誌及び新聞については、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であって、司書である一部の日々雇用職員及び非常勤嘱託職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事例にとどまるものと認められることから、司書である日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名について、実施機関が発出したメールマガジン並びに日々雇用職員及び非常勤嘱託職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

これらのことから、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂

行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成30年 5月30日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成30年 6月27日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 3年 2月26日 (第250回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 3月24日 (第251回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 4月23日 (第252回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3年 8月12日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	